

Weekly Report

第651号
令和4年5月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

ふるさと納税を行った方は住民税の確認を

住民税決定通知書が届く時期になりました。昨年中にふるさと納税を行った方などは、住民税から控除されているかを確認しましょう。

◆住民税の税額控除額を確認

ふるさと納税は、自治体に対する寄附金額のうち2千円を超える金額が、原則として所得税と個人住民税から全額控除される制度です(全額控除される寄附金額には、年収や家族構成等に応じた一定の上限額があります)。

控除を受けるには原則、確定申告が必要ですが、確定申告が不要な給与所得者等で、その年の寄附先の自治体が5団体以内の方は確定申告を行わずに控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できます。なお、ワンストップ特例を適用した方は所得税からの控除は行われず、所得税控除部を含めた全額を住民税から控除されます。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例を適用した方は今年度の住民税が

減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載された税額控除額を確認します。

◆自治体からの返礼品は一時所得に該当

ふるさと納税は、実質2千円の負担で寄附先の特産品を返礼品として受け取ることができるため、利用者が年々増加していますが、寄附を行った方が受け取る返礼品は一時所得に該当します。

一時所得には、返礼品のほかに生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等、懸賞の賞金品などが該当し、これらの一時所得の金額が年間50万円を超える場合、超えた額の1/2課税対象となり、その年の総所得金額に算入されます。

令和4年度の労働保険の年度更新は

今年度の労働保険(雇用・労災保険)の年度更新期間は、6月1日から7月11日までとなります。

労働保険は毎年、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき精算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料について、申告・納付を行う手続きが必要となり、この手続きを「年度更新」といいます。

今年度の雇用保険料率は年度途中に変更されるため、概算保険料(雇用保険分)を上期(4月~9月)と下期(10月~3月)に分けて算出する必要がありますので、注意しましょう。なお、申告書の提出は郵送又は電子申請で行えます(資本金1億円超の法人等は電子申請が義務)。

★★★6月のチェックポイント★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※労働保険の「年度更新手続き」は6月1日から7月11日です。また、健康保険・厚生年金の「算定基礎届」の提出期限も7月11日なので早めに準備します。

※6月は全国安全週間(7月1日~7日)の準備月間です。今年のスローガンは「安全は 急がずあせらず怠らず」です。